

## 青山学院大学と弘前学院大学との連携・協力に関する基本協定書

青山学院大学（以下「甲」という。）と弘前学院大学（以下「乙」という。）は、甲と乙の連携・協力の推進を図るため、次のとおり基本協定を締結する。

第1条 甲と乙は、次に掲げる事項について、相互に連携・協力するものとする。

- (1) 学生の交流
- (2) 教員及び研究者の交流
- (3) プロジェクト研究及びシンポジウム等の共同実施
- (4) 学術研究資料、刊行物、情報等の活用、
- (5) その他両大学が必要と認める事項

第2条 前項に定める事項の実施にあたっては、甲乙又は甲乙の関係部局間の協議に基づき、個別協定または覚書を締結の上、実施するものとする。

第3条 この基本協定書の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、有効期間満了日の3か月前までに、甲と乙いずれからも解約又は変更の申し入れがない場合は、有効期間を1年延長するものとし、その後も同様とする。

本協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各々1通を保有するものとする。

2019年5月15日

甲 青山学院大学  
学 長

三木 義一

乙 弘前学院大学  
学 長

青岡利忠